四日市市制施行１３０周年記念中央緑地イベント企画運営業務
プロポーザル実施要領

１．業務の名称

四日市市制施行１３０周年記念中央緑地イベント企画運営業務

２．業務の目的

本業務は、１３０周年記念事業のコンセプト『未来に続く「まちづくり」に向けて、四日市への誇りと愛着を育み、歴史や伝統を尊重しつつ、新たな魅力を共創し、東海エリアにおける西の中枢都市としての存在感を示し、持続可能な発展と未来を拓く機運を醸成する』を基に、四日市市中央緑地を舞台に多彩なコンテンツを結集した大規模イベント『市制施行１３０周年記念中央緑地イベント』(以下「本イベント」という。)を開催することにより、若者をはじめ、人が集い、四日市の魅力を市内外に発信し、魅力と活力にあふれた賑わいを創出することで、四日市への誇りと愛着を育み、未来を拓く機運を高めることを目的とする。

３．業務内容

別添「四日市市制施行１３０周年記念中央緑地イベント企画運営業務　仕様書」のとおり

４．委託期間

契約の日から令和１０年1月３１日まで

５．見積限度額

【提案上限額】５０，０００，０００円（消費税及び地方消費税の額を含む）

６．候補者の決定方法

公募型プロポーザル方式

７．参加資格要件

次に掲げる事項全てに該当すること。

（１）四日市市入札参加資格者名簿に登載または登載予定であること。なお、登録業種は、「イベント企画・運営」とする。

（未登載または、登録業種が異なる場合は、プロポーザル実施時までに、市が指定する書類を提出するとともに、審査会開催日までに、三重県市町総合事務組合（http://shichosogo-mie.jp/buppin.html）で、登載手続を済ませること。また、

参加意向申出書に、登載手続き中である旨を記載すること。）

（２）実施要領の公表の日から受託候補者の特定の日まで、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準（平成 21 年 6 月 1 日施行）の規定による入札参加資格停止措置を受けていないこと。

（３）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（４）入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

８．募集方法

ホームページ上で実施要領等を公表する。

９．日程（予定）

令和８年１１月２７日（金）	実施要領等の公表
令和８年１２月１１日（金）	参加意向申出書の提出期限及び 質問受付期限
令和８年１２月１８日（金）	参加資格審査結果の通知、質問回答
令和８年１２月２８日（月）	企画提案書の提出期限
令和９年　２月　１日（月）	プレゼンテーション、ヒアリング審査
令和９年　２月中旬（予定）	審査結果公表
令和９年　２月下旬（予定）	契約の締結

※説明会は開催しない

１０．質疑・回答

質問は、原則電子メール（任意様式・Ｗｏｒｄ形式）により受け付ける（送受信を電話で確認すること）。提出された質問および回答については、原則、市ホームページで公表する。

１１．参加申し込み・資格審査

参加意向申出書（様式１）を提出すること。

参加資格審査結果は、各応募者へ参加資格審査結果通知書（様式２）にて郵送または電子メールにより通知する。

なお、参加意向申出書（様式１）を提出後に辞退する場合は、任意の様式にて辞退届を提出すること。

１２．企画提案書の提出

企画提案書は「企画提案書作成要領」（別紙参照）を参照のうえ、一括して８部（正副の区別なし）を提出すること。分割提出は認めない。加えて、電子データを１部提出する。

１３．書類提出方法

参加意向申出書、企画提案書とも、持参または簡易書留による郵便で以下に提出する。

〒５１０－８６０１　三重県四日市市諏訪町１番５号

四日市市役所９階　シティプロモーション部　観光交流課

市制施行130周年記念事業推進室

※いずれも締切は当日の１３時００分必着とする。

１４．審査方法

別紙「審査要領」参照

１５．審査結果

候補者決定後、各応募者へプロポーザル審査結果通知書（様式３）にて郵送または電子メールにより通知する。

１６．提出書類の取り扱い

・提出書類の著作権は、応募者に帰属するが、法令等に基づき、応募者の許諾を得た上で公表する場合がある。

・提出書類は応募者に返却しない。

１７．情報公開及び提供

市ホームページに公募情報および審査結果等を掲載する。また、提出された文書等については、四日市市情報公開条例第６条に示された方法で情報開示請求があった場合において、同条例第７条から第 15 条に基づいて開示を行う。

１８．問い合わせ

四日市市　シティプロモーション部　観光交流課　市制施行130周年記念事業推進室
ＴＥＬ　059-337-8605
ＦＡＸ　059-354-8315
E-mail　130th@city.yokkaichi.mie.jp（送受信を電話で確認すること）

１９．その他

（１）提出書類が以下のいずれかに該当する場合は、失格とする。
①記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
②虚偽の記載をしたもの。

（２）プロポーザルにおいて、その公正な執行を妨げた者、虚偽の提案等を行った者又は不正な利益を得ようとした者は失格とする。

（３）提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案事業者が負うものとする。

（４）提案書の作成・提出、プロポーザルへの参加等の一切の経費は、提案事業者の負担とする。